

知っていますか



あなたのまちの 民生委員・児童委員

問い合わせ 社会福祉グループ (☎ 1911)

民生委員・児童委員とは

高齢者、障がいのある方、ひとり親家庭、生活困窮家庭など、生活のことで悩みを持っている方の気軽な相談相手です。必要な場合は、市役所や関係機関とのパイプ役になります。

こんなときは民生委員・児童委員へ相談を

- ・高齢者の一人暮らしに不安を感じたら
- ・子育てに悩んだら
- ・虐待かな？と感じたら
- ・いろいろな事情で生活に困ったら など

あなたの人生経験を生かして民生委員・児童委員の活動をしませんか？

次の地区では民生委員・児童委員が不足しています。
少子高齢化など、社会状況の変化に伴い、相談内容も多様化している中、地域を支える担い手が求められています。

【不足している担当地区】

登別本町2丁目の一部／常盤町2丁目／常盤町5・6丁目／富士町1丁目、2丁目の一部／富士町6丁目、新川町4丁目の一部／柏木町2・3・4丁目の一部／栄町1・2丁目の一部／鷺別町4丁目の一部／鷺別町6丁目の一部／若草町1丁目、2丁目の一部／若草町2丁目の一部／桜木町4丁目の一部（桜木団地）

民生委員・児童委員の活動に関するよくある質問



Q 活動期間はどれくらいですか。

A 任期は3年で、3年おきに全国で一斉改選が行われます。再任も可能で、10年以上委員として活動している方も多くいます。

Q 相談する内容は秘密にしてもらえますか。

A 民生委員には守秘義務が課せられていますので、個別の相談など活動を通じて知り得た個人情報を守られます。また、守秘義務は民生委員退任後にも及びます。

Q どうしたらなることができますか。なにか資格は必要ですか。

A 厚生労働大臣からの委嘱を受ける必要がありますが、特別な資格は必要ありません。活動への熱意がある方が求められています。

Q 仕事と並行してできますか。

A 活動日数が定められているわけではないので、都合のつく範囲で、無理のない活動が可能です。実際に仕事をしながら活動している方もいます。

Q 今まで地域と関わりのなかった私でもできますか。

A もちろんできます。地域との関わりは誰もが初めから持っているものではありません。活動を通して、地域との関わりが広がっていきます。

北海印刷なら選択肢が広がります。

ホームページ

PR映像制作

電子書籍

電子看板

ポスティング

生活情報誌
みてっネこ

印刷物

etc.

北海印刷株式会社



Tel.0143-43-2121

初回相談無料!

不動産の相続登記・名義変更手続
会社の設立・役員変更登記・定款作成
過払金返還請求・債務整理・破産手続

お気軽に
お問い合わせ下さい Tel.(0143)81-2000

ホームページ <http://www.etrance-office.com>

司法書士法人 エトランジェ 登別事務所

司法書士 黒 崎 清

登別市千歳町1-5-3 登別市役所入口踏切近く